

## 地理学評論投稿規程（2021年6月）

（目的）

第1条 この規程は、日本地理学会（以下「本会」という。）の学会誌である「地理学評論」への投稿及び編集に関する基本的な事項を定めるものである。

（編集委員会）

第2条 学会誌の編集は、編集専門委員会（以下「編集委員会」という。）が担当する。

2 編集委員会は、本規程及び執筆要領に定める投稿原稿（以下「原稿」という。）を審査するほか、必要に応じて寄稿を依頼することができる。

3 学会誌の体裁、年間の発行回数、及び執筆要領等は、理事会が別に定める。

（著作権）

第3条 すべての著作権は、本会に属する。ただし、原稿が掲載されないことが決定された場合（原稿の著者による取り下げを含む）、本会は著作権を原稿の著者に返還する。

（著者）

第4条 原稿の著者（連名の場合には筆頭著者）は、本会の正会員又は名誉会員とする。ただし、編集委員会が特に認めた場合にはこの限りではない。

2 原則として、原稿投稿後の著者の変更はできない。ただし、原稿の修正過程において、著者の増減や順序変更が必要になった場合、著者は修正原稿提出時に理由書の添付をもって申し出ることができる。編集委員会は理由書の妥当性に基づき、著者の増減や順序変更の可否を決定する。

（原稿の種類及び長さ）

第5条 原稿の種類は、執筆要領で定める。

2 原稿の種類に応じて、原稿の長さの上限を執筆要領で定める。

（原稿の投稿）

第6条 原稿の投稿方法は、執筆要領で定める。

2 投稿された原稿は返却しない。ただし、図表・写真のオリジナルは提出時に申し出があれば返却する。

（原稿の採否）

第7条 投稿された原稿は、編集委員会が掲載の可否を決定する。

2. 審査の手順は、別に定める内規による。

（原稿の取り下げ）

第8条 著者は原稿の取り下げを申し出ることができる。

2 著者の申し出による原稿の取り下げは、編集委員会がその可否を決定する。

（校正）

第9条 著者校正是初校のみとする。著者校正時の加筆等は原則として認めない。

（著者の負担）

第10条 掲載された原稿については、50部を単位として別刷を作ることができる。その経費は、別に定める内規により、著者が負担する。ただし、受理された年度の4月1日に著者（連名の場合には著者全員）が学生会費納入者であった場合には、100部までを無料とする。

2 原稿の長さが上限を超過した場合には、別に定める内規により、著者が超過分の経費を負担する。

3 カラー印刷等の特殊な印刷を必要とした場合、著者校正により経費増となった場合、編集委員会が必要と判断して図表の版下を作成し直した場合や特別に英文の校閲を依頼した場合には、編集委員会はそれらの経費を著者に請求することができる。カラー印刷の負担額は、別に定める内規による。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は理事会が行う。

## 付 則

この規程は、公益社団法人日本地理学会設立の日から施行する。

## 地理学評論の閲読に関する内規 (2021年6月)

この内規は、地理学評論投稿規程及び地理学評論原稿執筆要領に基づいて、地理学評論に投稿された論説などの閲読に関する一般的な手順を定めるものである。

1. 編集専門委員会（以下「編集委員会」という。）は、投稿原稿（以下「原稿」という。）ごとに、担当編集幹事と担当編集委員（以下「担当委員」という。）を決めるとともに、2名の閲読者を選出して閲読を依頼する。
2. 閲読者の氏名は、編集委員会以外には非公開とする。
3. 閲読者及び担当委員は、内容及び構成に関する次の諸項目に留意して原稿を検討し、所定の様式に基づく記入、自由記述、原稿への書込みなどにより、閲読意見をまとめる。
  - (1) 目的・主題の明確さとオリジナリティ (2) 方法・手法の的確さ、データの充足度と考察の的確さ
  - (3) 論文としての構成 (4) 文章・語句の表現 (5) 注・引用の方法 (6) 図・表の表現
4. 閲読者及び担当委員は、前項の意見とともに、次の基準に基づく総合的な判定を、編集委員会に報告する。
  - (1) このままで掲載可 (2) ごくわずかな修正で掲載可 (3) 多少の修正で掲載可
  - (4) 大幅な修正が必要 (5) 根本的に問題があり、掲載は不適當
5. 編集委員会は、これらの報告に基づいて、最終的な閲読意見及び判定を決定し、著者に伝える。
6. 著者は、編集委員会の閲読意見及び判定に基づいて、必要に応じて原稿を修正し、再投稿する。ただし、編集委員会の閲読意見及び判定を受け入れ難いと著者が判断した場合には、理由を付して編集委員会にその旨申し立てることができる。
7. 著者が再投稿する場合、編集委員会の閲読意見などに対する回答は、原稿の中には記さずに、別紙にまとめる。また、修正した原稿では、修正箇所をハイライトする。
8. 原稿が最終的に受理又は却下されるまでは、上記の閲読作業を繰り返す。ただし、修正すべき内容に応じて、編集委員会の判断により、閲読者を追加又は変更することがある。また、修正すべき内容が軽微なもの又は技術的なものとどまる場合には、閲読者を1人にしたり、担当委員のみで対応したりすることがある。
9. 最終審査日より1年以上の間、再投稿が行われない場合は、編集委員会は原稿の著者による取り下げとみなす。なお、投稿意志継続の連絡が期限前になされた場合にはこの限りではない。

## Geographical Review of Japan Series B の閲読に関する内規 (2020年8月)

この内規は、Geographical Review of Japan Series B 投稿規定及び Geographical Review of Japan Series B 原稿執筆要領に基づいて、Geographical Review of Japan Series B に投稿された論説などの原稿の閲読に関する一般的な手順を定めるものである。

1. 編集専門委員会（以下編集委員会という。）は、投稿原稿ごとに、2名の閲読者を選出して閲読を依頼するとともに、担当編集委員（以下担当委員という。）を定める。
2. 閲読者の氏名は、編集委員会以外には非公開とする。
3. 閲読者及び担当委員は、内容及び構成に関する次の諸項目に留意して原稿を検討し、所定の様式に基づく記入、自由記述、原稿への書込みなどにより、閲読意見をまとめる。
  - (1) 目的・主題の明確さとオリジナリティ (2) 方法・手法の的確さ、データの充足度と考察の的確さ
  - (3) 論文としての構成 (4) 文章・語句の表現 (5) 注・引用の方法 (6) 図・表の表現
4. 閲読者及び担当委員は、前項の意見とともに、次の基準に基づく総合的な判定を、編集委員会に報告する。
  - (1) このままで掲載可 (2) ごくわずかな修正で掲載可 (3) 多少の修正で掲載可
  - (4) 大幅な修正が必要 (5) 根本的に問題があり、掲載は不適當
5. 編集委員会は、これらの報告に基づいて、最終的な閲読意見及び判定を決定し、著者に伝える。

6. 著者は、編集委員会の閲読意見及び判定に基づいて、必要に応じて原稿を修正し、再投稿する。ただし、編集委員会の閲読意見及び判定を受け入れ難いと著者が判断した場合には、理由を付して編集委員会にその旨申し立てることができる。
7. 著者が再投稿する場合には、再投稿原稿とともに、著者に返却された前回投稿原稿も提出する。編集委員会の閲読意見などに対する回答は、原稿の中には記さずに、別紙にまとめる。
8. 原稿が最終的に受理又は却下されるまでは、上記の閲読作業を繰り返す。ただし、修正すべき内容に応じて、編集委員会の判断により、閲読者を追加又は変更することがある。また、修正すべき内容が軽微なもの又は技術的なものととどまる場合には、閲読者を1人にしたり、担当委員のみで対応したりすることがある。

#### **著者の負担に関する内規** (2021年6月)

地理学評論投稿規程第10条第1項～第3項に定める著者の負担額を、次のように定める。

1. 別刷の負担額は、実費とする(16ページ150部で25,400円(税込27,940円)、12ページ100部で15,700円(税込17,270円)など)。
2. 超過ページの負担額は、超過1ページ当たり8,000円(税込8,800円)とする。
3. カラー印刷の負担額は、1ページ当たり36,000円(税込39,600円)とする。
4. 海外在住の著者の負担額は、理事会が別に定めることができる。